

一般社団法人長岡市薬剤師会役員選挙規定

第1条 一般社団法人長岡市薬剤師会の定款第25条第7項に定める選挙規定に関しては、この規定の定めるところによる。

(選挙業務)

第2条 選挙業務については、会長が設置する選挙事務局が次に掲げる業務を行なうものとする。事務局を統轄する選挙事務局長は会長が指名する。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙人名簿の確認
- (3) 立候補の受付と告示
- (4) 選挙公報の作成および発行
- (5) 選挙用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 当選の確認および公示
- (8) その他選挙に関する必要事項

(立候補)

第3条 役員に立候補しようとする者は、その役職名（理事、監事）を指定して選挙事務局に届け出なければならない。但し、役職を重複して立候補はできない。

第4条 立候補者が役員の定数を超えない場合は、立候補者は無投票当選とする。理事・監事の立候補者数が定数（理事8人、監事2人）に満たない場合は、理事会の承認を得たうえで、その定数の上限を超えない範囲で、会長が候補者を総会に提案するものとする。

(選挙と投票)

第5条 選挙の日程は概略以下のスケジュールで行なうものとする。但し、年度ごとに曜日等の関係で変動することがある。

- (1) 選挙告示日：投票開始日の5週間前とする。
- (2) 立候補の受付開始：告示日から1週間後とする。
- (3) 立候補の締切り：告示日から2週間後とする。
- (4) 立候補者の開示：立候補の締切り日の翌日（土、日、祝日を除く）に開示する。
- (5) 立候補者の辞退：立候補を辞退する場合は、立候補者開示日及び追加立候補の翌日から3日間（土、日、祝日を除く）のうちに辞退届を選挙事務局に提出する。
- (6) 立候補者の最終決定：告示日から3週間後とする。
- (7) 投票用紙の配布完了：告示日から4週間後とする。
- (8) 投票期間：告示日の5週間後から5日間とする。（この5日間のいずれかの消印があれば有効とする）
- (9) 開票日：開票日は総会の日とする。開票作業は選挙事務局長及び監事1人以上の

立会いのもと選挙事務局が行う。

第6条 選挙は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 選挙は通信投票（郵送）とする。
- (2) 事務局は投票用紙にすべて通し番号を付け、会長印を押印したものを返信用封筒（“投票用紙在中”と記する）と共に全会員に郵送（“親展”と表記）する。
- (3) 投票は各役員（理事、監事）ごとに、○印を投票用紙に記載された立候補者につけることによって行なう。○をつける数は、理事3名、監事1名とする。
- (4) 投票は無記名投票とする。
- (5) 事務局は返送された返信用封筒を開票日まで開封せず保管するものとする。
- (6) 当選者は有効投票数の最多数を得票した者より上位順にこれを決定する。
- (7) 当選と決定する候補者の得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。
- (8) 総務委員長は開票結果を総会で公開しなければならない。

（当選者の調整）

第7条 定款第25条第4乃至6項に該当する当選者がいる場合、該当する当選者の間で当選辞退者を調整し、調整が付かない場合は、総会の決議により定款第25条第4乃至6項に該当しないよう当選者を決定する。調整により理事および監事の定数に満たないおそれがある場合は、理事会の承認を得たうえで、会長が候補者を総会に提案するものとする。

（改廃）

第8条 この規定の各条項は、理事会の審議を経て変更できるものとする。

附則

この規定は、令和2年5月23日から施行する。